

「ダイアジノン」及び「スピロテトラマト」の食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

農薬ダイアジノンについては平成20年7月30日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

また、農薬スピロテトラマトについては平成20年7月11日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、残留基準の設定が要請されたところである。

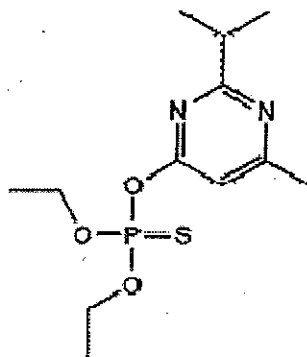
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) ダイアジノン

本薬は殺虫剤であり、平成20年7月現在、水稻、大豆、キャベツ等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び海外基準（米国、豪州、カナダ、EU及びニュージーランド）を参考に新たな基準を設定した。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

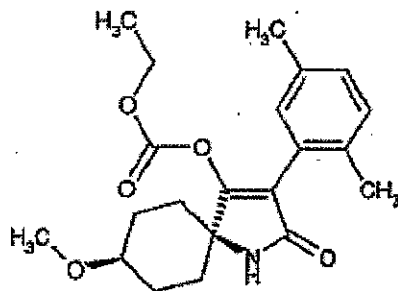
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.002 mg/kg 体重/日と設定されている。



(2) スピロテトラマト

本薬は殺虫剤であり、国内における登録はなされていない。今回、ばれいしょ、はくさい、トマト等に残留基準の設定が要請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の農薬の食品中の残留基準設定について検討する。